

議案第127号

静岡市立看護専門学校条例の一部改正について

静岡市立看護専門学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月19日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立看護専門学校条例の一部を改正する条例

静岡市立看護専門学校条例（平成15年静岡市条例第176号）の一部を次のように改正する。

第1条中「看護師を養成するため、」を「助産師及び看護師を養成するため、同法第20条第2号に規定する助産師養成所及び」に、「及び」を「並びに」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。